

## 「中小企業の会計」における企業結合の扱い

平成 17 年 4 月  
中 小 企 業 庁

第 10 回企業制度部会にて、「中小企業の会計」において企業結合について取り上げる必要性につき事務局より問題提起を行った(前回の事務局資料は別紙参照)。

これを受けて、事務局にて各委員に意見の聴取を行ったところ、中小企業に対して企業結合会計基準を適用することに対して、特段の異論は示されなかった。

ただし、

- ・ 中小企業に置いて合併や吸収分割は数が少ないとの指摘については、対等合併が少なく株式を対価とすることが少ないことが考えられるが、新会社法の下で合併対価の柔軟化が図られることにより、キャッシュ・アウトが可能となるため、今後合併等が中小企業等でも増える可能性がある点に留意が必要である。
- ・ 中小企業では第三者機関による合併比率の算定などが行われない場合が想定され、資産の評価に問題が生じうる。買収等において存続会社が消滅会社を過大評価するインセンティブはないため、影響としては大きくはないと思われるが、資産の過大評価の可能性のある点に留意が必要。

といった指摘があった。